

# 一戸町地域活性化起業人募集要項 (副業型)

## 1 概要

一戸町では、令和5年3月に「一戸町観光地域づくり戦略」を策定し、この戦略に定めた事業を確実に行っていくことにより、観光人口、交流人口を拡大させ、また、町内での旅行消費額を向上させることによる地域経済の活性化を目指しています。

その推進組織として観光地域づくり法人（DMO）を令和8年4月1日に設立する準備を進めしており、企業が有するノウハウや専門知識、人脈を生かして、当町の観光振興にご支援、ご協力いただける企業にお勤めの個人の方を募集します。

## 2 業務内容

企業で培われたノウハウ、マーケティング技術等を活かしながら、観光振興による「稼ぐ」地域づくりのために、次に掲げる業務に従事してもらいます。

- (1) 各種データの収集・活用による観光マーケティング機能の強化
- (2) 旅行商品の開発・プロモーションによる誘客の促進
- (3) マーケティング人材の育成
- (4) 地場産品の発掘・開発・販売促進（ふるさと納税含む。）
- (5) その他観光振興に関する業務

## 3 募集要件

- (1) 勤務地が次の①又は②のいずれかに該当する方
  - ① 三大都市圏に所在する企業等に勤務する方（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外に勤務する方を含む。）
  - ② 三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に勤務する方（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する方を含む。）
- (2) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (3) 観光分野で必要な知識・経験を持ち、コミュニケーション能力、交渉力が高く、各主体を調整しながら事業を実現することができる方

## 4 募集人数

1人（予定）

## 5 従事条件等

### (1) 従事期間

6ヶ月以上3年以内。協議により期間を決定します。（ただし、当該受入経費の予算成立を条件とします。）

### (2) 受入開始

令和8年5月1日から（具体的な受入開始月日は、協議の上決定します。）

### (3) 従事形態

月4日以上かつ月20時間以上業務に従事することとし、うち月1日以上は一戸町内に滞在していただきます（具体的な内容は、協議により決定します。）。

### (4) 従事場所

従事場所は、産業部商工観光課を拠点とし、主にDMOの業務に従事していただきます。

## 6 費用負担

副業期間中に要する報償費等及び移動に係る旅費として、それぞれ年間100万円を限度（合計の上限200万円）として予算の範囲内で負担します。

※ 副業の開始が年度途中となる場合は、月割りで計算します。

## 7 申し込み手続き

### (1) 提出書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を提出してください。

- ① 一戸町地域活性化起業人申込書（様式第1号）
- ② 職務経歴書（様式第2号または任意様式）
- ③ 所属企業からの承諾書（任意様式）※ 契約締結時までに提出が必要です。

### (2) 申込書の交付及び受付期間

#### ① 受付期間

令和8年1月5日（月）から1月23日（金）まで

#### ② 提出方法

##### ア 持参

受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで  
(正午から午後1時までの時間を除く)

##### イ 郵送

提出期限必着とし、書留郵便など発送と受領が記録される方法によるものとします。

##### ウ 電子メール

提出期限必着とし、件名に「地域活性化起業人申込」と記載し、提出書類を添付してください。送信後、電話により着信確認をお願いします。

#### ③ 申込及び問い合わせ先

〒028-5311

岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9

一戸町役場産業部商工観光課

電話：0195-33-4855

FAX：0195-33-3770

電子メールアドレス：shoko-kanko@town.ichinohe.iwate.jp

#### ④ 申込書の様式は、当町ホームページから入手することができます。

## 8 選考方法

書類審査及び面接（オンライン可）を行い選考させていただきます。

選考後、受入条件、費用負担等について協議を行い、協議内容に基づく契約書を作成します。

## 9 スケジュール

- ・ 募集開始 令和8年1月5日（月）
- ・ 募集終了 令和8年1月23日（金）17時15分
- ・ 面接審査 令和8年2月5日（木）（予定）
- ・ 結果通知 令和8年2月下旬（予定）
- ・ 契約締結 令和8年3月中旬（予定）
- ・ 従事開始 令和8年5月1日（金）（予定）

## 10 その他

- (1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱、チェックリスト等に定めるところによります。
- (2) 毎月「活動報告書」を提出していただきます。
- (3) 応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された申込書等の書類は返却いたしません。
- (5) 申込書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
- (6) 審査結果について、一切の異議申し立てをできないものとします。
- (7) 募集スケジュールに変更ある場合は、その都度応募者に通知します。